

議案第60号

財産の取得について

財産を次のとおり取得したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

(2021年)

城陽市長 奥田敏晴

1 財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 富野長谷山1番525の一部、富野長谷山1番526
の一部、富野長谷山1番532の一部、富野長谷山6
9、富野狼谷1番41の一部、富野狼谷1番42の一
部、富野狼谷1番43の一部

(3) 面 積 54,471.69㎡

2 取得目的

都市計画道路東部丘陵線整備事業用地及び(仮称)長池地区イベン
ト広場整備事業用地の取得

3 取得金額

1,160,080,650円

4 取得の相手方

大阪府茨木市岩倉町1番13号
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長 永田順宏

提案理由

都市計画道路東部丘陵線整備事業地及び（仮称）長池地区イベント広場整備事業地内の用地を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年城陽市条例第7号）第3条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) ～ (7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) ～ (15) 略

② 略

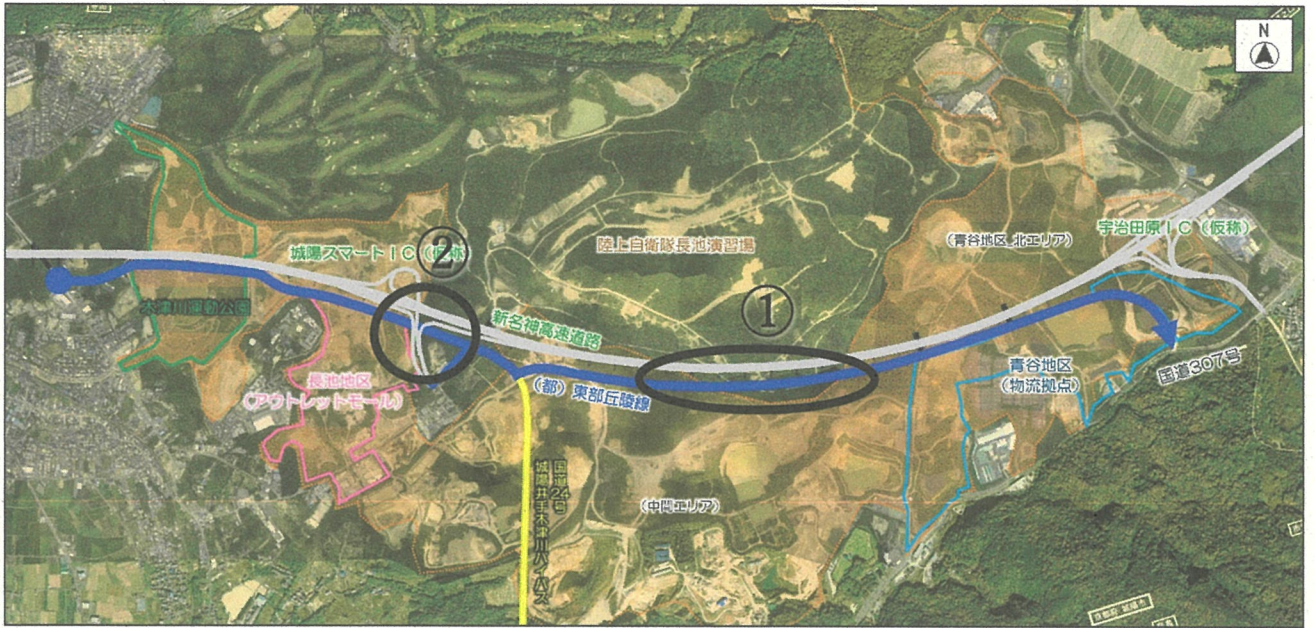
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

参考資料

位置図 (全体)



詳細図

